議員提出議案第１５号

陸田孝則議員に対する問責決議について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和６年３月２１日

提出者	田川市議会議員	辻　　智　之
賛成者	〃	村　吉　勇　介
〃	〃	榊　原　大　祐

理　由

陸田孝則議員は、自身の議会での不適切な発言に起因する懲罰動議が瑕疵のないプロセスを経て、「陳謝」が相当であると可決されたにもかかわらず、陳謝文の朗読を拒否した。また、このことを理由として提出された「公開の議場における戒告」を科すことを求める懲罰動議についても、先刻、可決されたが、戒告を受けることを拒否した。

これらの一連の言動は、本市議会の品位を汚し、議会の健全化を阻害するものであるため、その責任は重大であり、本決議を提出するものである。

陸田孝則議員に対する問責決議（案）

問題が山積している今日の田川市において、田川市議会の果たすべき役割は極めて重大なものであるにもかかわらず、現状の田川市議会は、議会で提案され、瑕疵のないプロセスをもって可決された議決事項を議員が無視するという異常事態が続くなど、健全な状態であるとは言えない。

昨年１２月定例会から懲罰動議が連続して発出されるような状態が続いている中で、議会をこれ以上一連の懲罰動議に関わる審議に時間を割くことなく、生産性のある議論がなされる場に戻す必要がある。

ゆえに、その原因となる言動を繰り返している陸田孝則議員に対し、以下の内容について、本市議会議員としての責任を問うものである。

１　自らが他の議員及び会派に対して公の議会の場で発した「倫理観の欠如」、「非常識会派」等の人格を否定する発言に対し、議会において指摘を受けたにもかかわらず、筋の通らない自己正当化の理論を強弁するばかりで謝罪や訂正をせず、自らの議会での不適切な発言に対する責任を取ろうとしない。

２　議長不信任決議案及び二度にわたる懲罰動議の可決を受けたにもかかわらず、その議決を無視するなど、議会を軽視するような行動を続けている。

よって、陸田孝則議員に対しては、自らの言動に対して猛省を促すとともに、間違いを認め、謝罪など適切な対応を議会に対して取るように求める。また、今後の議会対応への態度を改めるよう求める。

以上、決議する。

令和６年３月２１日

田　川　市　議　会